

広報

市民後見ぎふ

発行 NPO法人
市民後見センターぎふ

<市民後見相談所>

岐阜市司町40番地5

(ぎふｽﾀｼﾞｱｲﾝﾌﾙ・支援ﾌﾟｰﾙ内)

Tel 090-4407-8376

E-mail g-koken@hotmail.co.jp

URL <http://shiminkouken-gifu.jimdo.com/>

今年も「市民後見セミナー」等を開催！

“市民後見ぎふ”では、これから次の事業を実施します。

① 「市民後見セミナー2016」の開催 <決定>

・セミナー名 利用が期待される「市民後見」

～ 成年後見制度利用促進法と市民後見 ～

・日時 平成28年10月27日（木）13:30～16:00

・場所 ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ

・講演内容 「成年後見制度利用促進法と市民後見の展望」他

② 「秋のメディコスまつり」に参加 <決定>

9月22日（木・祝日）、ぎふメディアコスモスで開催されるイベントに参加し、パネル展示、市民後見相談会（無料）を実施します。

③ 市民後見講座の開催 <予定>

12月16日（金）午後、「市民後見講座」をぎふメディアコスモスで開催します。

講座内容は、「終活～エンディングノート作成～」と「市民後見の利用」です。

皆様の参加をお待ちしています。

各事業の詳細な内容は、“市民後見ぎふ”までお問い合わせください。



市民後見 豆ちしき



「成年後見制度」とは？

成年後見制度は、平成12年（2000年）から実施されています。

成年後見制度の利用対象者は、20歳以上で判断能力が低下した認知症等の高齢者や知的・精神障がい者です。なお、身体が不自由だけの障がい者は対象外です。

この成年後見制度には、家庭裁判所で手続きを行う「法定後見」と、本人との契約で成年後見人となる「任意後見」の二種類があります。「法定後見」には、本人の判断能力の状態ですべて「後見」「保佐」「補助」に区分されます。

また、判断能力が低下した本人を支援する者は、成年後見人（後見人、保佐人、補助人、任意後見人）といい、財産管理と身上監護（手続き等の支援）に関する支援を行います。

成年後見制度の利用状況は、成年後見開始申立件数が年間3万4千件程度、利用者数は約19万人（平成27年12月末現在）と利用が少ないため、本年5月、成年後見制度利用促進法等が制定されたところです。



市民後見 Q&A

子供がいない高齢者夫婦の相続について

Q 私は、子供がいない二人暮らし高齢者夫婦(80歳代)です。私か夫が亡くなった時(夫の父母は既に死亡)、残された者がその後の生活のために亡くなった者の全財産を相続できるようにしたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

〈二人暮らし高齢者の妻〉

A 夫が先に亡くなったと仮定して説明します。

子供のいないご夫婦の財産は、配偶者(妻)と亡くなった夫の父母が相続することになります。ご質問の場合には、既に夫の父母は亡くなっておられますので、配偶者(妻)と夫の兄弟姉妹が相続人になります。

また、相続人となる夫の兄弟姉妹には、代襲相続(兄弟姉妹が既に死亡していればその子供(甥、姪)が相続人となる制度)が適用されますが、遺留分(遺産の一定割合の取得を相続人に保証する制度)はありません。

ご質問については、生前に、ご夫婦それぞれが遺言書(残された者が死亡した配偶者(夫又は妻)の全財産を相続する内容のもの)を作成することにより夫の全財産を相続することができます。

また、ご質問者をご高齢であるため、早期に遺言書(公正証書遺言)を作成されることが良いと思います。

“市民後見ぎふ”では、このような遺言書の作成等も支援しています。



市民後見トピックス

平成27年度「成年後見制度の利用状況」

本年6月、最高裁判所は「平成27年成年後見関係事件の概要」を公表しました。

平成27年中の成年後見関係開始申立件数では、34,782件で前年より1.2%増加しました。この数年間の申立件数は、毎年3万4千件程度で推移しています。

成年後見人に選任された者は、親族が30%、親族以外の第三者が70%で、第三者成年後見人が著しく増加しています。特に専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)の選任が増加しています。

成年後見利用者数は、平成27年12月末日現在191,335人です。

また、成年後見制度の利用状況は、年々増加していますが、高齢者人口、認知症高齢者数等の状況からみると利用が極めて少ないといえます。

お知らせ

市民後見セミナー2016の開催(ご案内)

平成28年10月27日(木)に「市民後見セミナー2016」を開催します。(開催場所、セミナー内容などは、表面をご覧ください。)

市民後見活動や成年後見制度に関心のある方は、ご参加ください。申込方法等は、“市民後見ぎふ”までお問い合わせください。



ご相談・お問合せは市民後見相談所まで

Tel 090-4407-8376

** 編集後記 **

今年は、早くから猛暑が続いており、はやバテ気味で活動しています。

7月中旬、東京で開催された東京大学市民後見人養成研修「フォローアップ講座」に参加しました。毎回、参加者(当該研修終了生)の市民後見に対するやる気、熱気に圧倒され、また、新たな情報を得て岐阜に帰ってきました。今後、その内容等をご報告していきたいと思っています。(寿)